

第 1 期中期目標期間における積立金の承認について

1 第 1 期中期目標期間における積立金の繰越承認に係る法的根拠

○地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度において、損失補填等の整理を行ってもなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

(地方独立行政法人法第 40 条第 4 項)

○設立団体の長は、上記の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。(同法第 40 条第 5 項)

2 積立金の繰越承認に係る評価委員会の意見 (案)

法第 40 条第 4 項に規定する次期中期目標期間の業務の財源に充当する積立金については、以下のとおり承認することは適当である。

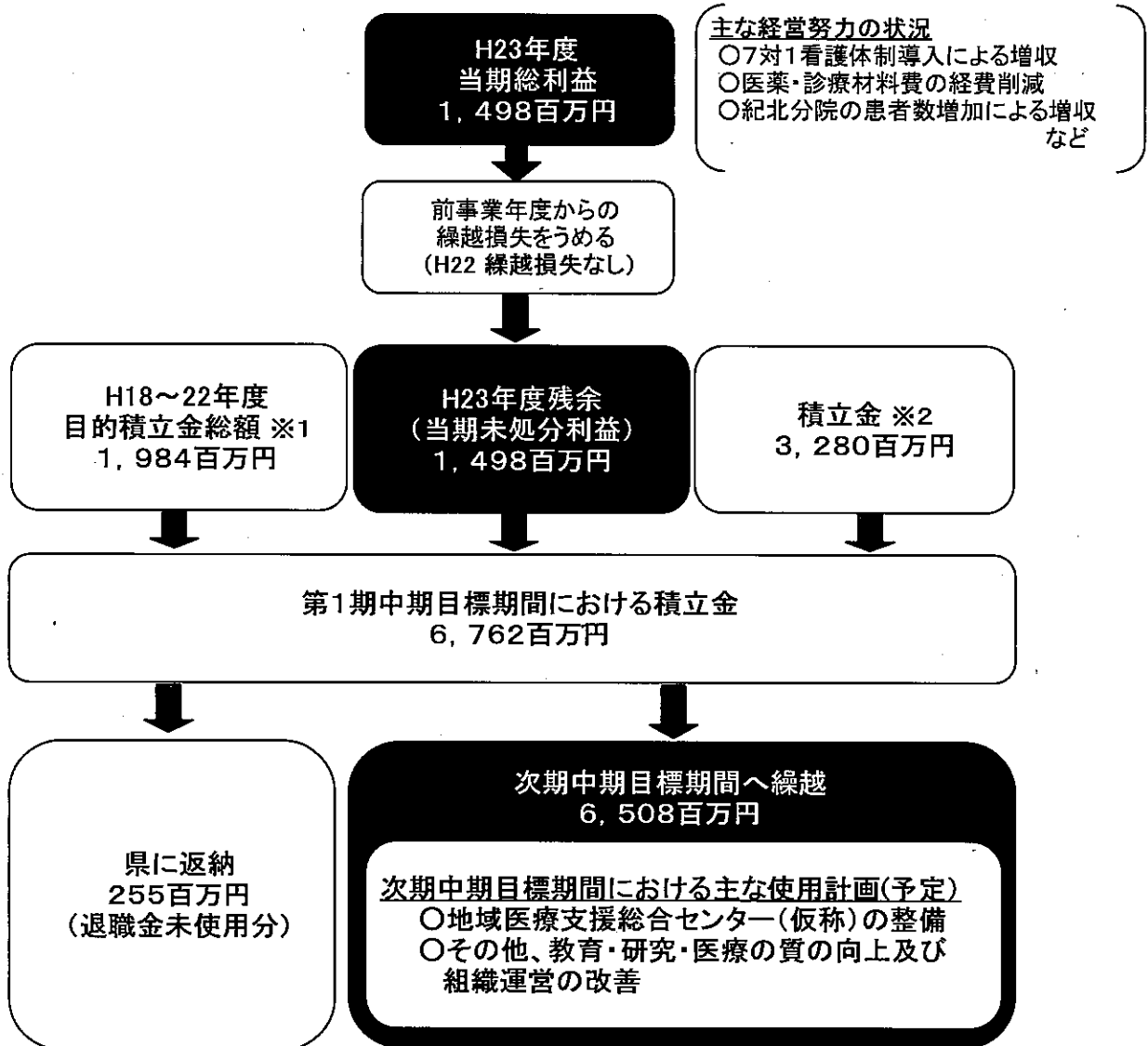
(単位：円)

I 積立金の総額	<u>6,762,925,808</u>
II 次期中期目標期間繰越額	<u>6,508,060,580</u>
[次期中期目標期間における主な使用計画 (予定)] ○地域医療支援総合センター (仮称) の整備 ○その他、教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善	
III 差引県納付金額	<u>254,865,228</u>

第1期中期目標期間における積立金の承認について

地方独立行政法人法 第40条

○中期目標期間終了時において、損失補てん等の整理を行ってもなお積立金がある場合は、設置団体の長の承認を受けて次期の中期計画に定める業務の財源に充てることができる。
 ○設立団体の長は、上記の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。



※1 目的積立金: 法人の毎年度の利益の内、経営努力によるもので、当期間中の教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善に充当することを知事が承認したもの。

※2 積立金 : 独法化前の診療債権

(案)

和 公 評 第 号
平成24年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 様

和歌山県公立大学法人評価委員会
委員長 中 川 武 正

意見書

公立大学法人和歌山県立医科大学の次期中期目標期間（平成24年度～平成29年度）の業務の財源に充当する積立金の承認について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第40条第5項の規定に基づく和歌山県公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

評価委員会の意見記載